

令和4年8月10日

江別市長 三好昇様

江別市個人情報保護審査会
江別市情報公開審査会
会長 田口智子



答申書

個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度等の見直しについて

令和4年7月19日付け4総第60号をもって諮問のあった個人情報の保護に関する法律の改正に伴う個人情報保護制度等の見直しについて、下記のとおり答申する。

記

江別市では、個人の権利利益を保護するとともに、公正な市政の推進に寄与することを目的とし、江別市個人情報保護条例（平成14年条例第8号。以下「保護条例」という。）を定め、各実施機関において個人情報の適正な取扱い等が行われてきた。

他方、国においては、令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立及び個人情報保護制度の国際的な調和を図るため、個人情報の保護に関する法律が改正された。

改正後の個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）では、個人情報の定義や、個人情報の収集・利用・提供に係る制限規定が統一化されるなど、民間事業者、国の行政機関、地方公共団体等において異なっていた制度体系が抜本的に見直されており、このうち地方公共団体に直接関係する改正部分については、令和5年4月1日に施行される。

法の施行後は、全国共通のルールの下、国のガイドライン等に基づく制度運営を行うこととなるところ、一部の事項については、地域の実情に応じて地方公共団体の条例で定めることができることとされたため、保護条例第33条第1項の規定により、江別市個人情報保護審査会に諮問されたものである。

また、江別市の情報公開制度についても、個人情報保護制度との整合性を確保するために所要の対応が必要であり、同じく江別市情報公開条例（平成14年条例第7号。以

下「公開条例」という。) 第22条第1項の規定により、江別市情報公開審査会へ諮問されたものである。

1 濟問事項

(1) 法の改正に伴う個人情報保護制度の見直しについて

(2) 情報公開制度において個人情報保護制度との整合性を確保するために対応が必要な事項について

(3) その他審議が必要な事項について

2 濟問の内容

(1) 1(1)に関するもの

ア 法において条例で定める必要があるとされている事項について

イ 法において条例で定めることができるとされている事項等について

(2) 1(2)に関するもの

ア 法に基づく開示請求における不開示部分との調整のための江別市情報公開条例の改正について

3 濟問項目に対する意見

(1) 個人情報ファイル簿の新設及び現行の個人情報取扱事務開始届出書の取扱いについて(濟問の内容(1)イ)

法第75条第1項において、システムや名簿ごとに個人情報ファイル簿の作成及び公表が義務付けられた(1年未満に消去するもの、本人の数が1,000人未満のものなどは除く)が、江別市においては、これまで保護条例第6条の規定に基づき、個人情報を取り扱う事務ごとに個人情報取扱事務開始届出書(以下「事務開始届出書」という。)を作成し、市役所情報公開コーナーで閲覧に供してきたところである。

また、法第75条第5項においては、「条例で定めるところにより、個人情報ファイル簿とは別の個人情報の保有の状況に関する事項を記載した帳簿を作成し、公表することを妨げるものではない」旨が定められている。

個人情報ファイル簿と事務開始届出書では、記載すべき項目はほとんど同じであるが、引き続き「事務開始届出書」を作成し、個人情報ファイル簿では把握することができない個人情報の取扱い状況の一元的な管理を行う必要性があることから、これまでどおり「事務開始届出書」を作成する取扱いを条例に規定することは妥当である。

(2) 条例要配慮個人情報について（諮詢の内容(1)イ）

法第2条第3項において、要配慮個人情報を「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報」と定義している。

また、法第60条第5項において、「地域の特性等に応じて、その取扱いに特に配慮を要するもの」を条例要配慮個人情報として別途条例で定めることができるとしている。

法は、要配慮個人情報に限らず個人情報全般の保有について法令等に定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定し、不正な手段による取得も禁止しているものの、取得、収集、保有についてそれ以上の制約を条例で定めることは許していないと解されており、条例要配慮個人情報を定めたとしても、特別に保有を制限する規定を設けることはできず、保有や提供などの具体的な取扱いが変わることはない。

したがって、現時点において、条例要配慮個人情報を定める必要性は認められず、今後の市の施策や社会状況の変化を踏まえて、必要に応じて、再度検討することが望ましい。

(3) 開示決定等の期限について（諮詢の内容(1)イ）

法第83条において、開示決定等の期限を原則30日以内とし、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長することができるとしている。

江別市では、これまで保護条例第15条において、開示決定等の期限を原則14日以内とし、やむを得ない理由がある場合には30日以内に限り延長することができるとしてきたところである。

また、実施機関においては、過去の運用実績において現行の期限で支障は生じていないとのことである。

法第108条において、決定期限を短縮することが許容されるとの国の見解を踏まえ、開示等請求に係る決定期限等の日数をこれまでより長くすることは実務上の必要性に欠けると言え、現行と同様に開示決定等の期限を原則14日以内とする旨を条例に規定することは妥当である。

(4) 公開条例との整合性について（諮詢の内容(2)ア）

法第78条第2項により読み替えて適用する同条第1項本文においては、条例で情報公開制度における公開情報あるいは非公開情報との整合性を図ることができる旨が定められている。これを踏まえ、法と公開条例の規定を比較検討した結果、両者の規定の内容に異なる部分が認められた。

法第78条第1項第7号ただし書ハでは、不開示とする事務に関し「租税の賦課若

しくは徴収」に係る事務を含めているが、公開条例には、「租税の賦課若しくは徴収」に係る事務を非公開情報とする明文の規定は設けられていない。

しかし、公開条例においては、「租税の賦課若しくは徴収」に係る事務に関し、これまで公開条例第7条第5号アの検査、取締に該当するものとして公にすることにより事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は非公開としており、法と同様の取扱いをしている。

このため、公開条例第7条第5号に「租税の賦課若しくは徴収」を加え、法に合わせることで、非公開情報の明確化を図る必要性があることから、公開条例を一部改正することは妥当である。

(5) 開示請求の手数料について（諮問の内容(1)ア）

法第89条において、開示請求をする者は、実費の範囲内において条例で定める額の手数料を納めなければならないとしている。

江別市では、これまで保護条例第21条の2において、手数料を徴収せず、請求者は写しの交付に要する費用（コピー代等）を負担するものとしており、また、公開条例第15条においても、保護条例と同様の取扱いをしている。

情報公開制度との均衡のほか、請求者の利便性等を考慮し、現行制度と同様、手数料は徴収せず、請求者は実費相当額を負担する旨を条例に規定することは妥当である。

(6) 審査会について（諮問の内容(1)イ）

（設置根拠）

これまで、開示請求等での不開示決定等に係る審査請求については、個人情報保護制度を所掌する当審査会を諮問機関としてきた。

法第105条第3項の規定により地方公共団体の機関に準用される同条第1項の規定において、開示決定等に伴う審査請求があったときは、行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関に諮問しなければならないこととされており、これまでと同様、不開示決定等に係る審査請求について適切な審理を行うため、当審査会を諮問機関に位置付ける必要性があることから、当審査会を行政不服審査法第81条第1項の諮問機関として、条例に規定することは妥当である。

（審査会への諮問）

法の施行に伴い、これまで当審査会に諮問してきた事項のうち、本人外収集、目的外利用、外部提供、電算処理等に関する審議について類型的に諮問することは許容されなくなった。

このため、今後、審査会に諮るのは、法第129条に基づき、個人情報の適正な取扱いの確保のため必要な措置を講じる場合等において、専門的な知見に基づく意見を

聽くことが特に必要な場合とすることについて、条例に規定することは妥当である。

(開示請求に対して存否応答拒否をした場合の審査会への報告)

保護条例第20条第2項では、実施機関は存否応答拒否処分をした場合には、その旨を当審査会に報告しなければならない旨が規定されているが、法にはこれに相当する規定がない。

しかし、存否応答拒否処分は、本人による開示請求権の行使に対して事実上、実施機関が一切の対応を拒否するものであることから、その適用に当たっては特に慎重な検討が求められ、このことは法に基づき当該処分を行う場合であっても同様である。

そして、当該処分の安易な適用を抑止し、個人情報保護制度の適正な運営を確保するためには、存否応答拒否処分を行った場合に附属機関への報告を必須とすることは有効な措置になると言える。

したがって、現行と同様に、存否応答拒否処分に係る附属機関への報告義務を条例に規定することは妥当である。

(7) 行政機関等匿名加工情報制度の新設（諮問の内容(1)イ）

法の施行に伴い、地方公共団体にも行政機関等匿名加工情報制度が導入されることとなつたが、法附則第7条の経過措置の規定により、当分の間は都道府県及び指定都市にのみに提案募集を義務付けることとし、他の地方公共団体は任意で提案募集を実施することができることとされた。

行政機関等匿名加工情報は平成28年から先行して、国や一部の地方公共団体で導入しているが、提案実績はほとんどない状況である。

こうした状況を踏まえ、行政機関等匿名加工情報制度については、個人情報を復元不可能な状態に加工する手法や匿名加工情報の活用事例について情報収集に努め、個人の権利利益保護を図ることを念頭に、調査研究を進めていくことが望ましい。

(8) 運用状況の公表（諮問の内容(1)イ）

保護条例第44条第2項では、市長が毎年1回個人情報保護制度の運用状況を取りまとめて公表することとされているが、法第165条では、国の個人情報保護委員会が全行政機関等へ運用状況の報告を求め、公表することとされている。

しかし、国の個人情報保護委員会への報告とは別に、市民への説明責任を果たすことは重要であり、これまでと同様に、市長が年1回運用状況を公表することを条例に規定することは妥当である。

以 上